

令和3年塩尻市議会 12月定例会

社会文教常任委員会会議録

○日 時 令和3年12月13日（月） 午前9時57分

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第3号 塩尻市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第4号 塩尻市立小学校、中学校条例の一部を改正する条例

議案第5号 地方税法第314条の7第1項4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

陳情12月第1号 私立高校に対する公費助成をお願いする陳情

議会第1号 塩尻市手話言語条例

○出席委員

委員長	小澤 彰一 君	副委員長	樋口 千代子 君
委員	平間 正治 君	委員	西條 富雄 君
委員	金子 勝寿 君	委員	山口 恵子 君
委員	古畑 秀夫 君	委員	永田 公由 君
議長	牧野 直樹 君		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

○議会事務局職員

事務局長	小松 秀典 君	事務局次長	小澤 秀美 君
事務局係長	酒井 千鶴子 君		

午前9時57分 開会

○委員長 ただいまから12月定例会社会文教常任委員会を開会します。本日の委員会は、全員出席しております。

それでは、審査に入る前に、理事者から挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 改めまして、おはようございます。委員会をお開きいただきましてありがとうございます。御提案を申し上げております議案につきまして、よろしく御審査をいただきますようお願いを申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。それでは、本日の日程を申し上げます。当常任委員会に付託された議案は、別紙委員会付託案件表のとおりです。日程について、副委員長から説明いたします。

○副委員長 皆さん、おはようございます。本日は午前中に議案の審査及び手話言語条例に関する審査方法について確認を行います。委員会終了後、行政側案件について協議会を開催いたします。協議会終了後、ただちに檜川地区への視察を行いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○委員長 ありがとうございます。ただいまから議案の審査を行います。円滑な議事進行のため、委員長の指名を受けた者のみの発言とし、簡潔明瞭な説明、一問一答方式による質問、答弁を心がけていただくよう御協力をお願いいたします。また、発言は必ずマイクを通していただきますようお願いいたします。

議案第3号 塩尻市国民健康保険条例の一部を改正する条例

○委員長 それでは、議案第3号塩尻市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○市民課長 私からは、議案第3号塩尻市国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明いたします。議案関係資料10ページをお願いします。

1 提案理由につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が、令和4年1月1日から施行されることに伴い、必要な改正をするものです。概要につきましては、出産育児一時金の支給額を40万4,000円から40万8,000円に改めるものです。改正の内容につきましては、新旧対照表により説明させていただきますので、11ページをお願いいたします。

第7条第1項で、被保険者が出産したときに、世帯主に支給するとしている出産育児一時金の額40万4,000円を40万8,000円に改めるものとなります。内容を補足させていただきますが、現在出産育児一時金は、条例で規定いたしました40万4,000円の本体部分に、本条項の中段、ただし書以下に規定しております3万円を超えない範囲といたしまして、別途規則で定めた産科医療補償制度の保険料相当額に当たる1万6,000円を加算しまして、総額では42万円を支給しています。この産科医療補償制度ですけれども、公益財団法人が運営いたしまして、国民健康保険の被保険者に限らず、病院等の分娩機関で分娩に関連して、重度脳性麻痺になった子と家族の経済負担の軽減を目的に、出生時1人当たり3,000万円が支払われる制度となります。このたび、制度の決算剰余金等の活用によりまして、保険料が1万6,000円から1万2,000円へと4,000円引き下げられることとなりました。これに伴いまして、加算額も減額することとなりますけれども、国の少子化対策といたしまして、総額42万円の支給を維持すべきという趣旨のもと、加算額の減額を本体部分の増額で相殺することによりまして、総額42万円を維持するとして、健康保険法施行令が改正されたことに伴い、本条例を改正するものとなります。

10ページ、4条例の施行等ですが、本条例は令和4年1月1日から施行するものとなります。私からは以上です。

○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。よろしいでしょうか。

それでは質疑を終了します。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第3号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第3号塩尻市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

次に進みます。

議案第4号 塩尻市立小学校、中学校条例の一部を改正する条例

○委員長 議案第4号塩尻市立小学校、中学校条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○教育総務課長 それでは、議案第4号塩尻市立小学校、中学校条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案関係資料は12ページをお願いいたします。

提案理由につきましては、榑川地区にある小学校及び中学校を廃止し、新たに義務教育学校を設置することに伴い、必要な改正をするものです。

概要につきましては、塩尻市立木曾榑川小学校及び榑川中学校を廃止し、新たに塩尻市立榑川小中学校を設置することに伴い、その名称及び位置を定めるものです。また、本条例の附則において関連する7つの条例について、改正または廃止するものです。施行日につきましては、令和4年4月1日から施行するものです。

次に13ページ、条例の新旧対照表をお願いします。1点目です。塩尻市立小学校、中学校条例につきましては、題名を、塩尻市立学校条例に改め、第1条中小学校及び中学校を、塩尻市立の小学校、中学校及び義務教育学校に改め、第2条中名称及び位置について、別表1から別表3までとするものです。

14ページをお願いします。別表1につきましては、木曾榑川小学校を、また別表2については榑川中学校を削り、新たに設ける別表第3については、義務教育学校である榑川小中学校を規定するものです。

次に、15ページになります。2点目、塩尻市立小・中学校通学区域審議会条例につきましては、題名を、塩尻市立学校通学区域審議会条例に改め、第1条中塩尻市立小・中学校を塩尻市立の小学校、中学校及び義務教育学校に改め、審議会の名称を、塩尻市立学校通学区域審議会に改めるものです。また、第2条中本市の小学校及び中学校を学校に改め、第3条第2項中第1号の市議会議員を削り、第2号以下を1号ずつ繰り上げるものです。なお、審議会委員から市議会議員を削除することにつきましては、平成29年度の審議会運営状況等から、委員としての市議会議員の位置づけについて検討させていただき、市議会議員について法的事項でないことや、市議会議員については別の機会において御意見等を頂くことができること。また、近隣市においても市議会議員の規定がないことなどから、今回の改正に合わせて削除させていただくものです。

○教育総務課長 次に、16ページをお願いします。3点目になります。塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例につきましては、別表第2中「小・中学校通学区域審議会」を「学校通学区域審議会」に改めるものです。

次に、17ページになります。4点目。塩尻市学校体育施設使用料徴収条例につきましては、第1条中「塩尻市

内の小・中学校」を「塩尻市立の小学校、中学校及び義務教育学校」に改め、別表中「(檜川中学校を除く。)」を削り、「木曾檜川小学校・檜川中学校」を「檜川小中学校」に改めるものです。

18 ページになります。5 点目。塩尻市立小・中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例につきましては、題名を、塩尻市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例に改め、第 1 条中「塩尻市立小学校及び塩尻市立中学校」を「塩尻市立の小学校、中学校及び義務教育学校」に改めるものです。

次に、19 ページになります。6 点目。議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例につきましては、第 2 条第 3 号中「塩尻市立小・中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例」を「塩尻市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例」に改めるものです。

20 ページになります。7 点目。塩尻市地域振興バス条例につきましては、第 6 条第 2 号中「市内の小・中学校」を「小学校・中学校及び義務教育学校へ」に改めるものです。

なお、8 点目として、檜川小中学校の単独の給食室となることから、塩尻市檜川学校給食センター条例は廃止することとなります。説明は以上になります。

○**委員長** 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**西條富雄委員** 義務教育学校とか小中一貫校については、施設の形態に違いがあると。以前質問したことを忘れてしまったものですから、もう 1 回確認ですけれど、施設一体型なのか、施設隣接型なのか、施設分離型、どれを取られるかを、もう一度聞かせてください。

○**教育総務課長** 檜川小中学校につきましては、施設一体型ということで、木曾檜川小学校を改修して、1 年生から 9 年生までを受け入れるものです。

○**西條富雄委員** ありがとうございます。あと、メリット・デメリットについてお伺いしたいのですけれど。メリットは中 1 ギャップだとか、あるいは 9 年間一貫して学校の方針に基づいて、その学校のカラーで教育できるというメリットなのですが、デメリットについて確認したいのですけども、その辺はどんなことを考えていらっしゃるかお聞きかせください。

○**教育総務課長** まず 1 点目として教職員の関係になります。小学校・中学校、一連の教育になりますので、教職員の免許要件です。小学校・中学校、両方の免許を持っている職員がいれば、そのほうが望ましいという形になりますので、行く行くはそういった職員の整備も必要になってくるかと思えます。

また、学年の区切りを従来の 6 年 3 年制以外にした場合ですが、施設名、他校からの転入、転出入への対応が必要となってまいりますので、その辺は丁寧な対応が必要となると思われまます。以上です。

○**西條富雄委員** その転出入のところを聞きたかったのですが、今、答えてもらえたのでいいと思います。

もう 1 個だけ確認したいのが、9 年間というと、小学校でいじめに遭った子が、次の中学校に行ったときに、雰囲気が変わるからいじめから解放できるということも考えられるのですけども、小中一貫校ですと引きずらないかどうかということについては、何か考えていらっしゃるでしょうか。教えてください。

○**教育総務課長** これにつきましては、現行の小中学校においても同様でして、いじめに関しましては、まず早期対応。学校内でのチーム対応という形で、丁寧な対応をすることによって、一つ一つ解決をしていくことが大事だと思っております。こういったものが、長引かないようにしていくということが大事かと思っております。

以上です。

○山口恵子委員 今回、義務教育学校ということになりますので、学校長とか教育長の配置体制がどのようになるのか。またPTA会長はどのような形になるのか。現在の状況と変わるのか変わらないのかを教えてください。

○教育総務課長 まず職員配置ですけれども、義務教育学校となりますと、校長が1人になります。教頭を2名、それぞれ置くことができるのですが、開校準備委員会検討の中では、教頭を1人として、余ったという言い方はおかしいですけれども、その1の教頭分は専科の教員を充てたいという形で考えております。それからあと、重複してきます養護教諭であるとか事務職員についても、1名ずつになってくるという形です。

またPTAの関係ですけれども、義務教育学校開校準備委員会の中では、PTCAという形で、通常のPTAに地域が関わってくるというスタンスで取り組むということ。それから、PTA会長は、児童会も確かそうだったと思うのですが、児童・生徒会という形になりますので、一体的な形で、PTA会長はお1人という形になるかと思っております。

○委員長 ほかにありますか。

○平間正治委員 児童生徒数の推移なのですが、義務教育学校がスタートした時とその十年後の見通しというのはどのようになっているか教えてください。

○教育総務課長 児童生徒数の推移ですが、まず今年度の現状については、小学校が62名、中学校が39名で合計101名となっております。これが令和4年度になりますと、両方合わせて98名、令和5年度が88名、昨年度のデータで数字を持っていますので令和8年度までしか、今、捉えていないのですが、75名という形になっておりまして、年々減少していく見込みです。

○平間正治委員 学校の規模によって、単体の学校であれば専科教員とかが制限されてきます。この義務教育学校の場合にはどうなるのですか。何人になったら専科の教員は減ってしまうという現状はありますか。

○教育総務課長 現在、檜川小学校の職員配置数が県教委のデータからですと12名と中学校の配置数が10.75名ということで、合わせまして、23名ほど現在配置されています。これが義務教育学校になりますと、現在のところ20名か21名というところで試算されているのですが、先ほど申し上げた重複してくる養護教諭だとか、学校事務職員、こういったところで人数が削られてくる内容になっていますし、義務教育学校としてスタートする中では、長野県教育委員会のほうからは通常より加えて1名ほどの加配の教員があるということですので、決して不利になることはないと思っています。

○平間正治委員 もう1点ですが、令和8年度で75人ということですが、このようになっても教職員数については今の見込みでは変わらないということでしょうか。それと、なお先に行くときに、増える要因はあるのか、まだ減っていくときには何名くらいになるまで持続するのですか。何名になったら考えていくのですか。

○教育総務課長 まず、教員数につきましては、クラス数で配置されてきますので、令和4年度の配置数が維持されるものと考えております。また、今後減少傾向が進むと思うのですが、1つの考え方としては、今、2クラスで8人になると、複式学級になります。そういったことになると、極端な話、統廃合まで見据えた検討をしていく必要があるのではないかと。そうならないように1つの手立てとしては、令和7年度から始めていく小規模特認校制度を導入して、数名でも檜川地区に通っていただけるような取り組みが大事なかなと思っております。以上です。

○委員長 ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは質疑を終了します。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第4号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第4号塩尻市立小学校、中学校条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

次に進みます。

議案第5号 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

○委員長 議案第5号地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○市民交流センター長 議案第5号地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例について、説明を申し上げます。議案関係資料の21ページを御覧ください。

1の提案理由につきましては、地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を追加することに伴い必要な改正を行うものです。

2の概要ですが、個人の市民税に係る寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる法人として特定非営利活動法人ビレッジならかわの1法人を加えるものです。

3の条例の新旧対照表につきましては22ページを御覧ください。現行で8法人を定めております別表の末尾に、名称として、特定非営利活動法人ビレッジならかわ、主たる事務所の所在地として大字奈良井746番地1、及び期間として令和4年1月1日から令和8年12月31日までを追加する改正です。

特定非営利活動法人ビレッジならかわにつきましては、令和2年末までの5年間本制度対象の法人として指定をされていましたが、更新の時期に申請がなく、指定から外れていたものです。この度申請があり、審査した結果、要件を満たすため再度の指定をするものです。昨年更新申請をしなかった理由につきましては、新型コロナウイルスの影響で総会を開催できず、更新申請の締切日までに書類が揃わなかったためと聞いております。

改正条例の施行日は令和4年1月1日です。説明は以上です。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の方から質問はありますか。

○山口恵子委員 この条例の対象となる要件を定めているということですが、その要件について主な要件を説明していただきたいと思います。

○市民交流センター長 要件につきましては、同条例の指定に関する基準、手続き等を定める規則で定めており

ます。5つの要件があります。1つ目として市内に事務所を有すること、2つ目として県が認定をしております認定法人・特例認定法人ではないこと、3つ目としまして法人市民税の申告書を提出していること、4つ目として市税を滞納していないこと、5つ目として市民の福祉の増進または地域課題の解決に寄与するための事業を継続的に行い、今後も引き続き市内で当該事業を行う予定であること。この5つが指定の要件として定められています。

○山口恵子委員 教えていただきたいのですが、これは市税に関わるものなのですから、法人は県のほうで所管しているので、この法人は県民税の控除にも県として対象になっているのか、そのような制度があるのかをお聞きしたいと思います。

○市民交流センター長 法人が税制の優遇を受けられるには別の要件がありまして、先ほど2つ目の要件で申し上げました、県が認定する法人・特例認定をする法人につきましては、その法人の納税する税額の優遇制度が受けられます。この条例の指定の意味は、その指定されている法人に寄附をした市民が市民税の税額控除を受けられるということです。指定された法人は認定法人、特例認定法人に当たっておりません。追加して申し上げますと、市内に37法人ありますけれども、そのうち県に認定、特例認定をされているのは1法人、長野サマライズ・センターのみです。その他の法人につきましては、団体の納税に関する優遇制度の対象にはなっていないということです。

○山口恵子委員 そうすると、確認ですが、この法人に寄附をした方は、市民税に関しては控除が受けられますけれども、県民税に関しては、特に控除が受けられるというものではないということでしょうか。

○市民交流センター長 寄附をした額から2,000円を引いた残りの6%の額につきまして、市民税の控除が受けられるという制度です。具体的に申し上げますと、1万円例えば寄附をした場合には、2,000円を除く8,000円×6%ですので、480円の控除が市民税から受けられるという制度です。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○西條富雄委員 ビレッジならかわの主たる活動分野というところを検索しますと、「保健・医療・福祉、まちづくり、環境の保全、情報化社会、職業能力・雇用機会」と書いてあるのですが、何でもかんでもという言葉は悪くていけないけれども、主たる活動を教えてください。

○市民交流センター長 今回、法人の指定申出書で、主たる事業のうち、この指定の対象要件となっております市民の福祉の増進又は地域課題の解決のために継続的に行っている事業として、申出がありましたのが、今から申し上げますけれども、1つ目として、公共交通空白地有償運送事業。これは、市からの補助金を得まして、地域内の高齢者・障がい者等の通院時の送迎を行う事業です。2つ目として、公道・沿道等の環境整備事業。地域内の国道及び沿道の清掃を実施すること。3つ目として、子どもの社会参画と地域貢献意識の育成事業ということで、高齢者や独居者、公共施設等の冬期間の除雪作業。これは、中学生によるボランティア活動も促して実施をしているということです。主にこの3つの事業を、申出書に記載をしてくださっているということです。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

それでは質疑を終了します。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第5号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第5号地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

陳情12月第1号 私立高校に対する公費助成をお願いする陳情

○委員長 当委員会に回付された陳情は1件であります。12月第1号私立高校に対する公費助成をお願いする陳情書について審査をいたします。事前に文書表が配付されていますので、朗読を省きたいがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 それでは、陳情資料につきましては、事前にお配りさせていただいております。資料について、事務局から確認させます。

○議会事務局係長 それでは、資料の確認をお願いいたします。1点目、陳情書。「別紙 写」と記載のあるものになります。次に2点目です。趣旨説明文書「意見書についての資料とお願い」というものです。裏面には、意見書（例）がついております。3点目、参考資料。2種類あります。中信地区私学助成推進協議会資料になります。A4のもの、畳まれているものが2種類になります。お手元になれば配付いたしますが、いかがでしょうか。

○委員長 資料についてはよろしいですか。

それでは、陳情第1号について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

○永田公由委員 教育総務課長に聞きたいのだけれど、この高等学校就学支援金というのは、公立・私立問わず出ているということですね。

○教育総務課長 これにつきましては、公立・私立問わずに、国から県を通じて必要な家庭に届けられるものになりますので、そういう理解でいただければと思います。

○永田公由委員 それで、ここの中で、私立と公立だと30万円の差額があるというようなことを書いてあるのだけれども、これは年30万円という理解でいいですか。

○教育総務課長 基本的に、年間30万円の差があるというのが、私立学校の御意見となっております。

○永田公由委員 国は、例えばこういった陳情に対して、私たちに意見書を上げていったときに、将来的に、感觸として、格差をなくす考えは持っていると思いますか。

○教育総務課長 大変、難しい質問をありがとうございます。やはり今回、我々も、県立学校の高校教育懇話会という中で、今後の県立学校をどうしていこうかと、懇話会に2年ほど参加させていただいております。その中で、この中信地区は私立学校がかなり多い、割合の高い地域になっておりまして、生徒たちの受皿として、非常に重要なものがあると思っております。国のほうでどう動いてくれるかは微妙ですけれども、我々のこの中信地区のように、私立学校を多く抱えているところにとっては、わずかでも、この陳情が届いて少し改善されるのを望んでいるところです。

○委員長 ほかにありませんか。

特に不採択という御意見がなければ、採択という方向でよろしいでしょうか。

それでは、当委員会では採択ということで、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、陳情 12 月第 1 号私立高校に対する公費助成をお願いする陳情書につきましては、全員一致をもって採択することに決しました。

次に、意見書の内容について審議します。意見書の案文を事務局から配付させます。少し時間を取りますので、御一読願います。

〔資料配付〕

○委員長 委員の皆さんから、御意見ありますか。

○金子勝寿委員 原案どおり採択でいいのではないのでしょうか。

○委員長 ただいま、なしの声がありました。内容的には異議がないということで、意見書の条項、字句、数字、そのほか整理を要するもの等については、委員長に御一任願いたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

次に進みます。

議会第 1 号 塩尻市手話言語条例

○委員長 議会第 1 号塩尻市手話言語条例の審査方法について議題といたします。本案件については、去る 11 月 25 日の当常任委員会において、条例の中に総務産業常任委員会に関する内容もあることから、審査については、塩尻市議会会議規則第 71 条の規定により、連合審査会を開会したい旨を決定し、同日、総務産業常任委員長に申入書を提出しました。総務産業常任委員会では、12 月 10 日に連合審査会開会について協議し、委員会内の合意が得られたため、同日、総務産業常任委員長から当常任委員長宛てに同意書が提出されました。これを受け、本日は連合審査会の審査日程について決めてまいります。

委員長の案としては、12 月 9 日に本会議場にて配付されました委員会審査日程(案)のとおり、連合審査会は、12 月 15 日の午前 10 時から第一・第二委員会室において開会し、質疑及び自由討論を行うこととし、連合審査会終了後、場所を全員協議会室に移動し、社会文教常任委員会を開催して討論、採決を行いたいと考えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、塩尻市手話言語条例に関する社会文教常任委員会・総務産業常任委員会連合審査会については、委員会審査日程(案)のとおり開会することに決定いたしました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件の審査を終了します。なお、当委員会の審査結果報告及び委員長報告につきましては、委員長に御一任願いたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。理事者側から挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 御審議いただきまして、御提案申し上げました全ての議案に対しまして御承認いただきました。大変ありがとうございました。

○委員長 ありがとうございました。以上をもちまして、本日の社会文教常任委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。

午前10時38分 閉会

令和3年12月13日（月）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

社会文教常任委員会委員長 小澤 彰一 印